

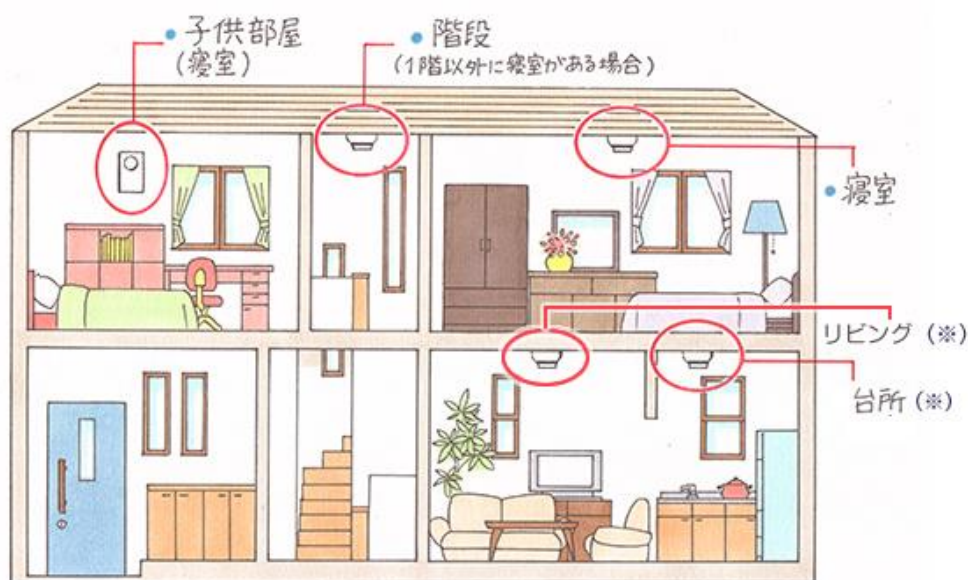
住宅用火災警報器を 適切に設置しましょう。

火災でなくなる原因で最も多い「逃げ遅れ」を防ぎ、火災から命を守るために「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

全ての「寝室」と2階以上に寝室がある場合は、「階段の上部」にも設置が必要です。

詳しくは、消防署へお尋ねください。

以下のイラストをクリック（リンク：政府広報オンライン）



ご購入の際は
検定マークの
確認をお願い
します。

春の火災予防運動
3/1～3/7

